

定時決定における健康保険料の決定について

保険料は毎月支払われる給与の総支給額(報酬月額)を一定の範囲の50等級に区分した「標準報酬月額」に健康保険料率(現在は9.7%)を乗じた金額が、毎月の健康保険料となります。実際に受けている給与の総支給額(報酬月額)と既に決定されている標準報酬月額と大きく差が生じないように標準報酬月額の改定を行います。

定時決定について

毎年1回4、5、6月に支払われた3ヵ月間の給与の総支給額(報酬月額)を用いて改定する事を「定時決定」といいます。定時決定で改定した標準報酬月額に保険料を乗じた保険料が、その年の9月1日～翌年8月31日まで用いられます。

保険料について

4・5・6月に支払われた給与の平均額が310,000円の場合

310,000円→(報酬月額)23等級 320,000円 / $320,000円 \times 9.7\%$ (保険料率) = 31,040円/月(健康保険料)
健康保険料は事業主と被保険者で折半となりますので、**15,520円/月**がそれぞれの負担額となります。

4月	5月	6月
残業手当 21,000円	残業手当 30,000円	
通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円	通勤手当 13,000円
基本給 280,000円	基本給 280,000円	基本給 280,000円
314,000円	323,000円	293,000円
3ヵ月の平均額 310,000円		

報酬月額(単位:円)		標準報酬月額(単位:円)	
以上	未満	等級	月額
	~63,000	1	58,000
	}	}	}
	290,000~310,000	22	300,000
	310,000~330,000	23	320,000
	}	}	}
	1,355,000~	50	1,390,000

報酬月額の対象となるものは?

基本給や住宅手当、残業手当、通勤手当など名称にかかわらず、労働の対価として支払われるすべてのものを含まれます。



今から使おう! マイナ保険証

マイナンバーカードを保険証として利用できます

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナンバーカードを健康保険証として利用するとよりよい医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払が不要となったり等のメリットがあります。

令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます

令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間従来通り使用できるよう経過措置が設けられます。なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方等については、資格確認書を用いて医療機関を受診することも可能です。

マイナンバーカードで受診するメリット

安心

よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。*
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。*
- 旅行先や災害時でも薬の情報等が連携されます。* (本人が同意した場合のみ)

便利

各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証切替・更新が不要。(※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。)
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。

~マイナンバーカードを保険証として利用するための手続き方法~

STEP 1

マイナンバーカードを申請

■ 申請方法は選択可能です。

- ① オンライン申請(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵送による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

STEP 2

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■ 利用登録方法

- ① 医療機関・薬局の受付(カードリーダー)で行う
 - ② 「マイナポータル」から行う
 - ③ セブン銀行ATMから行う
- ※詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認頂けます。